

別表（Ⅲ）中学校教諭一種免許状（英語）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

◎平成25～29年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎I 憲法・基礎II	2 2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツc 健康スポーツd 健康スポーツe（水泳） 健康スポーツf（スキーI） 健康スポーツg（スキーII） 生活と健康	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語IA 英語IB	1 1	1 1	
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	教育課程論	2		
	・各教科の指導法		英語科教育法I	2		
	・道徳の指導法		英語科教育法II	2		
	・特別活動の指導法		英語科教育法III	2		
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		道徳教育	2		
			特別活動論	1		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	教育方法	2		
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒指導	2		進路指導を含む
		5	教育相談	2		
			事前・事後指導 教育実習I 教育実習II	1 2 2		
教育実習		2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位	31			32		32単位必修

## ○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備 考	
		授業科目	必修	選択		
英語学	20 単位	言語学概論	2	2		
		英語学概論Ⅰ	2	2		
		英語学概論Ⅱ	2	2		
		英語学概論Ⅲ	2	2		
		英語学Ⅰ	2	2		
		英語学Ⅱ	2	2		
英米文学		英文学史Ⅰ	2	2	選択科目から2科目4単位を必修とする。	
		英文学史Ⅱ	2	2		
		英文学概論Ⅰ	2	2		
		英文学概論Ⅱ	2	2		
		英文学Ⅰ	2	2		
英語コミュニケーション		英文学Ⅱ	2	2		
		英作文Ⅰ	2	2		
		英作文Ⅱ	2	2		
		英語コミュニケーションⅠ	2	2		
		英語コミュニケーションⅡ	2	2		
		英語コミュニケーションⅢ	2	2		
異文化理解		英語コミュニケーションⅣ	2	2		
		比較文化Ⅰ	2	2		
		比較文化Ⅱ	2	2		
		比較文化Ⅲ	2	2		
		比較文化Ⅳ	2	2		
要修得単位	20		16	4		

## ○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」「教職に関する科目」 参照	/	8	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて <u>8単位以上</u> 修得すること。	

備考：

1. それぞれ所属する学科の卒業所要単位のほかに、上記単位数を修得しなければならない。ただし、「教免法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)、および「教科に関する科目」の「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「比較文化Ⅰ」、「比較文化Ⅱ」は、卒業所要単位と併用できる。
2. 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(31単位)を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
3. 「教科に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(20単位)を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に含める。
4. この表の各科目は別表(II)と併用できる。なお、「教職に関する科目」のうち、別表(I)～(VI)において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
5. 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。